第十一条の五の見出し中「特定プラットフォーム事業者」を「第一種プラットフォーム事業者」に改め、同条第一項中「第十五条の二第三項」の下に「（令第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項第一号中「この条」の下に「及び次条」を、「この号」の下に「及び同条第一項第一号」を加え、同項第二号中「この条」の下に「及び次条」を加え、同項第三号ロ中「特定プラットフォーム事業者」を「第一種プラットフォーム事業者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（第二種プラットフォーム事業者として指定を受けるべき者である旨の届出書の記載事項等）

第十一条の六　法第十五条の三第三項（令第三十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二　その提供するデジタルプラットフォームの名称

三　次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　法第十五条の三第二項に規定する合計額が五十億円を超えることとなつた法第十五条の二第一項に規定するプラットフォーム事業者　その課税期間の初日及び末日並びに当該合計額

ロ　令第三十条第一項の規定の適用を受けることとなつた同項に規定する合併法人等　その合併若しくは分割又は譲受けがあつた年月日及びその事業を承継させ、又は譲り渡した法第十五条の三第一項に規定する第二種プラットフォーム事業者の氏名又は名称

四　その他参考となるべき事項

2　法第十五条の三第六項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二　変更の内容

三　その他参考となるべき事項

3　法第十五条の三第七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二　その提供するデジタルプラットフォームの名称

三　法第十五条の三第七項に規定する合計額が五十億円以下である場合に該当する各課税期間の初日及び末日

四　その他参考となるべき事項

4　法第十五条の三第十項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二　そのデジタルプラットフォームに係る事業を廃止した年月日

三　前号のデジタルプラットフォームの名称

四　その他参考となるべき事項

5　法第十五条の三第十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　その課税期間において法第十五条の三第一項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる資産の譲渡の別に区分した同条第二項に規定する対価の額の合計額及びその明細

二　その課税期間において法第十五条の三第十五項の規定の適用を受ける同項に規定する課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りに係る法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額の合計額並びにその明細

三　その他参考となるべき事項

第十五条の三中「限る」の下に「ものとし、令第四十九条第一項第一号ハ(4)に規定する特定金属くずに該当するものを除く」を加える。

第十五条の七第一項中「（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第十六条第一項中「同項各号」を「当該各号」に、「書類（当該書類に係る電磁的記録を含む。）」に、「の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月とする。次項及び第三項において同じ。）を経過した日」を「に係る確定申告書の提出期限の翌日」に改め、同条第二項中「」を」を「とし、これらの書類に係る電磁的記録を含む。）を」に、「の末日の翌日から二月を経過した日」を「に係る確定申告書の提出期限の翌日」に改め、同条第三項中「第一項及び前項」を「前二項」に、「の末日の翌日から二月を経過した日」を「に係る確定申告書の提出期限の翌日」に、「保存」を「保存（これらの規定による電磁的記録の保存を除く。）」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「前項に規定する」を「これらの規定に規定する書類に係る」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項に規定する」を「第一項及び第二項に規定する書類に係る」に、「第一項又は第二項」を「これら」に改め、同項を同条第五項とする。

第十七条第五項中「を行つた」を「（特定少額資産の譲渡に係るものを除く。）を行つた」に改める。

第十八条第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号ロ中「又は金融機関」を「、金融機関」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第二十八条第一項（権利変更決議の効力）又は第二十九条（議決権者の全ての同意を得た場合における権利変更決議の効力）の規定により同法第三条第一項（指定確認調査機関の確認）に規定する権利変更決議の効力が生じたことにより債権の切捨てがあつたこと。

第十九条中「の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月）を経過した日」を「に係る確定申告書の提出期限の翌日」に改め、第二章中同条の次に次の一条を加える。

（課税貨物に消費税が課された場合の消費税額の控除に係る書類の電磁的記録による保存方法）

第十九条の二　令第六十一条第一項に規定する財務省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存する方法とする。

2　令第六十一条第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により同条第一項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、同項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。